

循環経済に関する関係閣僚会議決定

以下、循環経済行動計画の本文からプラスチック内容のみ抜粋

（１）再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

●港湾を核とした物流システムの構築による広域的な資源循環の促進（国土交通 省）

（２）動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

●再資源化事業等高度化法の認定事業による製造業と資源循環業の連携強化（環 境省）

①認定事業の創出

2025 年 11 月に全面施行された再資源化事業等高度化法（令和 6 年法律第 41 号）に基づく 3 種類の大規模認定制度は、廃棄物処理法に基づく許可手続等を不要とする特例制度を、3 年で 100 件以上の事業認定を目指す。

●再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備（環境省・経済産業省）

①容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進

再生プラスチック分野は、各国の施策強化を受け、国際的な競争が激化する。一方、国内では、技術課題や経済合理性等の課題に直面している。マテリアルリサイクルにおける高品質製品製造やケミカルリサイクルにおける食品用途も見据えた石油由来プラスチックと同等品質の製品製造に向けた技術開発や投資支援等が必要である。

- ・ 製造業と資源循環産業の連携を通じた易リサイクル性の製品設計の可視化
- ・ ケミカルリサイクルにおける忌避物質について動脈側又は静脈側での対応等
- ・ リサイクルしやすい使用済みプラの回収量の拡大や再生プラの国内循環利用
- ・ 容器包装リサイクル制度において国内基幹産業へ再生プラを供給するリサイクル事業者の優遇・需要と供給のギャップ対策（費用的側面や時間的側面への対応）
- ・ 資源循環政策の更なる周知拡大等

②改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進

製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和 8 年 4 月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。

また、業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討する。

さらに、取組が進んでいる製品については、令和 10 年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討する。加えて、製品の設計段階から資源循環に配慮した設計を促すため、改正法に基づき、資源循環の高度化や再生材の品質向上への寄与といった観点も踏まえつつ、ライフサイクル全体での環境負荷低減に配慮した特に優れた環境配慮設計の認定を進める。

●製造業・資源循環産業におけるデータ共有促進に向けたサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの構築（経済産業省）

製造業・資源循環産業の発展には、製品や再生材に係る各国の法規制への対応や、再生材の質・量の向上に加え、データに基づく新たなサーキュラーエコノミー関連ビジネスの創出・拡大が重要。

これらを実現するためには、事業者間での効率的かつ高度な情報連携が不可欠。そのため、海外プラットフォームとの相互接続等も見据え、ウラノス・エコシステムの下、サーキュラー エコノミー情報流通プラットフォームを構築する取組として、以下の取組を進める。

①CMP(Chemical and Circular Management Platform)の実装

主に製造業において、法規制（ストックホルム条約、REACH 規則等）への効率的な対応を促すとともに、製

品含有化学物質情報をサプライチェーン間で連携できるプラットフォームの実装を進める。

②RMP(Recycle Management Platform)の構築・実装

再生材の質・量の向上や、化学物質の規制への適合等のために、製造業と資源循環産業の間で情報連携できるプラットフォームの構築を行う。

③特定製品や素材、サービス等を対象としたユースケース創出 欧州等をはじめとする各国の資源循環に関する規制も見据えつつ、特定製品 や素材（テキスタイル等）、サービス等において情報連携ができるプラットフォームの構築を進める。

●プラスチックに着目したサーキュラーエコノミーシステム構築に係る研究開発実証（環境省・経済産業省）（内閣府 SIP 事業）

プラスチックにおけるサーキュラーエコノミーシステムの構築に向けて、基礎研究から社会実装まで一気通貫の研究開発を推進する。**動静脈企業が連携し、素材、製品、回収、分別、リサイクルの各プレイヤー が循環に配慮した取組を通じてプラスチックの CE バリューチェーンの構築を目指す。**

・サブ課題 A データ基盤システム・ルール形成

再生材に関する情報流通プラットフォーム（PLA-NETJ）の動静脈企業の実証 試験等による構築、再生材データバンクの構築と再生材グレーディングの確立

・サブ課題 B 再生材原料供給システム

高品質な再生材を安定供給するためコミュニティ／店舗／自治体／産業系 回収を統合した多層の実証による日本型の回収モデルの構築

・サブ課題 C 再生材活用技術開発

欧州規制等に対応した再生材使用比率の高い自動車部品・家電製品の開発、再生 PP のばらつき低減と低コスト分析の開発等

●産官学連携によるサーキュラーエコノミーの加速化（経済産業省・環境省）

サーキュラーエコノミーの推進に当たっては、製品の設計・製造から回収・再生・再利用に至るまでの動静脈連携の強化が不可欠である。CP s は、この連携を前進させるため、産官学の連携により、担い手のネットワーキング、具体的なプロジェクト組成とその社会実装・市場拡大を一体的に推進する枠組みである。再生材利用の拡大に向けて、環境配慮設計の高度化や、製品設計、回収・選別、再生プロセスに至る最適化、地域循環モデルの構築を進めるとともに、取組の効果の可視化・評価ツールの高度化を進める。企業内人材の育成や普及啓発を通じて、消費者の理解・受容性向上を図るとともに、これらの取組を地方 や中小企業へ展開し、国内の基盤強化を図る。情報流通プラットフォーム構築により、データに基づく資源循環の高度化と新たなビジネス創出を支える基盤整備を行う。国際連携プロジェクトの組成や国際標準化の検討を進め、国内外における循環構築を推進する。加えて、CP s の持続的な運営のあり方についても検討を進める。

●廃棄物・資源循環分野における DX/フィジカル AI の活用（環境省）

廃棄物・資源循環分野は、資源循環の社会的要請が高まるなか、製品の多様化や分別品目増加による負担増、感染症リスク、衝撃により発火の恐れがある 11 製品対応など、作業員の安全性確保と人手不足対策は喫緊の課題。国内資源循環の基盤として作業員の負担軽減につなげるため、AI ロボットの活用を推進 する必要がある。なお、AI ロボティクス戦略(令和 8 年 3 月)に、需要創出と導入環境 整備を行う領域のつとして同分野が位置づけられている。

①廃棄物・資源循環分野の DX/AI 技術の活用促進

フィジカ AI 技術の導入に向けて、課題や標準要件を整理しつつ、自治体や民間企業が既存設備に本技術を組み込む方策を検討する。また、技術開発や実証事業を行うにあたって、ロボットの認識精度や処理速度、メンテナンス性等、社会実装に必要な技術要件を明確化する。

②廃棄物・資源循環分野のフィジカル AI 技術の開発 VLM（視覚言語モデル）

搭載ロボットによる選別技術の開発・実証を進めつつ、少量多品種の廃棄物に対応可能な VLA による自律制御の確立に向けて、AI×資源循環 DX による廃棄物処理技術の開発支援やフィジカル AI を活用した自動選別技術の開発及び実証事業等を行う。

●再生プラスチック等の需要拡大に向けた支援・ルール整備【再掲】（環境省・経済産業省）

●政府調達における循環性基準の導入によるマーケットの創出支援（環境省）

環境負荷の低減に資する物品等の国等の公的部門による調達等の推進を通して、環境物品等への需要の転換を促進するため、2000 年（平成 12 年）に国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）が制定。**2030 年度までにグリーン購入法 基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。**（2024 年度から取組を開始。）

また、改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和 8 年度に検討を行う。調達者の選択容易性の観点から、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用。**グリーン購入法で循環性の高い製品やサービスを適切に評価し、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルの更なる普及啓発を図ることにより、地方公 共団体や民間部門を含めた需要拡大につなげる。**

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

●地域の資源循環ビジネスの創出等のための伴走支援（環境省）

2026 年度には 1 年目に加え、2 年目の支援コースを追加し、ビジネスへの実装に向け、マーケティングの視点を入れた伴走支援を実施する。（2025 年度実績）CE 診断・ビジョン作成 43 件、モデル実証事業 15 件

●再資源化が困難な地域資源の再資源化を推進するための技術実証・設備導入支援等（環境省）

①地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業 複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。

②地域資源の活用に向けた再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

●廃棄物や未利用資源などの国内資源を活用した地域脱炭素の推進（環境省）

脱炭素先行地域等の実現と横展開

地方創生に資する脱炭素化の先行的な取組を 030 年度までに実現する脱炭素先行地域や、地域共生・地域裨益型再エネ、蓄電池等の導入を地方公共団体が支援する重点対策加速化事業の実現を通じ、間伐材や畜産廃棄物等を活用したバイオマス発電などを進め、国内資源を活用し地域経済の活性化に貢献する。また、脱炭素先行地域等で得られたノウハウの周知・発信等を行うことで、地域主導の脱炭素の取組の横展開を進めていくとともに、地域資源の更なる活用に向けた検討を進める。

●循環型社会形成推進交付金（環境省）

市町村等が行うマテリアルリサイクル推進施設や有機性廃棄物リサイクル推進施設の新設及び改良事業を支援することで、地域における資源循環を強化し、循環型社会の形成を図る。

①マテリアルリサイクル推進施設

廃棄物を材料・原料利用するために、選別・圧縮等の資源化を行うこと（資源リサイクル）を目的とした施設。

●地域未来交付金等による地方公共団体の取組支援（内閣府）

地域循環資源の徹底活用による地域活性化に向けた地方公共団体が行う意欲的な取組について、地方創生の観点から資金・人材・情報等の面で支援。

①地域未来交付金

②企業版ふるさと納税

③地方創生人材支援制度

※その他関連施策 ・ 地方創生支援事業費補助金 ・ 地域環境資源を最大限活用した付加価値創出等推進事業

●ローカル 10,000 プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）（総務省）

産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援し、地域の経済循環を創出。

＜対象事業＞ ①地域密着型（地域資源の活用）、②地域課題への対応、③地域金融機関による融資等、④新規性（新規事業）、⑤モデル性の要件について該当すると認められた事業

＜対象経費＞ 民間事業者等の初期投資費用（施設整備・改修費、機械装置費、備品費等）

＜交付率・助成上限額＞ ○交付率（国から自治体への交付）

・原則、公費助成の 1/2

●持続可能な航空燃料（SAF）の製造・供給体制構築支援事業（経済産業省）

GX を通じたエネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に資する SAF の製造プロジェクトについて、国際競争力のある価格で安定的に SAF を供給できる体制の構築に向け、国内で大規模な SAF 製造を行う事業者等に対して、設備投資等を支援する。アジア圏における SAF の市場規模は約 22 兆円と見込まれており、航空需要が拡大するアジア圏へ国産 SAF を供給するとともに、SAF の製造設備・ノウハウ等を波及させていくことで、巨大な SAF 市場の獲得を目指す。SAF の製造・供給に向けた取組により、他業種との連携を通じた新たなサプライチェーンが構築される等、国内産業への波及効果を生み出す。

以上

海ごみから革新的な社会を考える会

Party of Ocean Green Innovative Society(p-ogiso)

循環プロバイダー 小木曾 順務